



山の神様に感謝「カムイノミ」

美深白樺樹液春まつりが、仁宇布ファームイントント周辺を会場に開催され町内外から多くの人を訪れました。山の神様に感謝の祈りを捧げるアイヌの神事「カムイノミ」を皮切りに、まつりはスタート。訪れた人たちは、シラカバ樹液採取見学やカンジキ森林浴など多彩なイベントを楽しみながら、自然の恵みいっぱいの「シラカバの樹液」を堪能していました。(4月15日)

BIFUKA 2007
(平成19年)

5

No.648

びふか

●まちの動き (3月末現在)

人口/5,373人(-86)・世帯数/2,427世帯(-15)

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>

資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

第16回 統一地方選挙 結果

美深町長に山口信夫氏



美深町長 山口信夫(61)

町議会議員 13人決まる

地方自治の将来を担う、北海道知事・道議会議員選挙が4月8日に、また、町長・町議会議員選挙が4月22日に執行されました。今回の統一地方選挙は、特に身近なものだっただけに、有権者の関心も高く、投票率も知事選が81・88%、道議選が81・77%、町長選が82・14%とそれぞれ高い投票率を示しました。

町長選挙は新人2名が立候補し、山口信夫氏(前教育長)が初当選を果たし、9代目の美深町長に就任しました。

また、定数ちょうどで、2回連続の無風選挙となった町議会議員選挙では、現職10人、新人3人の13人が選出されました。町議選挙が無投票となったのは、統一地方選挙が昭和22年に開始されてから平成3年、平成15年に続き、今回で3回目です。

改選後の初議会(臨時議会)は、5月9日に予定されています。

今後、当選された方々の、町政に対する一層の活躍が期待されます。

候補者氏名	得票数	得票総数
林 寿一 (無・現)	3	1
庵 宗訓 (無・新)	1	1
倉 政彦 (無・現)	5	1
中 勇治 (無・新)	1	1
諸 勇 (無・現)	5	3
今 常夫 (無・現)	3	6
藤 千代子 (無・現)	6	2
南 和博 (無・現)	2	3
越 清一 (無・現)	3	3
村 勲 (無・現)	3	3
齊 和信 (無・現)	3	3
菅 勝義 (無・現)	3	3
小 英治 (無・新)	1	1

町議会議員当選者

美深町長選挙結果 (届け出順・敬称略)

候補者氏名	得票数
当 山口 信夫 (無・新)	2,289
岩崎 泰好 (無・新)	1,195

◆有権者数4,413人 ◆投票者数3,625人

投票率 82.14%
(前回投票率〈昭和62年〉…96.14%)

町長選挙 投票結果

北海道知事選挙結果 (美深町開票区分) (得票順・敬称略)

候補者氏名	得票数	得票総数
当 高橋はるみ (無・現)	2,232	1,738,569
荒井 聰 (無・新)	1,234	981,994
宮内 聡 (共産・新)	151	184,969

◆有権者数 4,458人
◆投票者数 3,650人

美深町投票率 81.88%
(前回投票率〈平成15年〉…79.13%)

北海道議会議員選挙結果 (美深町開票区分) (美深町での得票順・敬称略)

候補者氏名	得票数	得票総数
当 竹内 英順 (自民・現)	1,371	23,644
当 北口 雄幸 (民主・新)	1,162	27,454
田渕 洋一 (自民・現)	733	13,931
当 本間 勲 (無・現)	289	23,015

◆有権者数 4,449人
◆投票者数 3,638人

美深町投票率 81.77%
(前回投票率〈平成15年〉…78.73%)

北海道知事に高橋はるみ氏
北海道議会議員(上川管内)も3人決定



「ご支援ありがとうございました」

前美深町長

岩木 実氏(79)

昭和62年4月、多数の住民の衆望を得て美深町長に当選。以来5期20年にわたり、住民福祉の向上など町政の進展に尽力されました。

5

期20年の長きにわたり、町民各位の絶大なご支援とご指導を賜りました。

私なりに「町民の幸せと町の発展」に微力ながら全力投球してまいりました。このたび退任するにあたり思い出を2、3点したためたいと存じます。

印象に残る思い出

ま

ず、はからずも激しい選挙となってしまいました。就任時のことを思い出します。

就任早々このしこりが残らないよう「町民参加のまちづくり」を進めてまいりました。

次に「びふかアイランド」の整備です。

林業保養センター(現びふか温泉)を中心とした全面積76ヘクタールのリゾート整備を住民や道と一緒に計画し、10年間で予定どおり完成し、今日の観光の拠点となったことです。

また、平成10年10月10日午前10時、立派に完工した

文化会館COM100で開基百年の記念式典を盛大に挙行了したことも大きな思い出です。

しかし、建設中に北海道拓殖銀行が倒産、引き続き町内唯一の大企業である天塩川木材工業株式会社と関連する企業が自己破産してしまいました。

このときのショックは一生忘れることはないでしょう。このことが2年早かったならば、今の文化会館はなかったのではないのでしょうか。

第1次産業の振興とソフト面を重視した特色あるまちづくりを

地

方分権一括法や市町村合併特例法が施行されるなど地域を取り巻く状況は大きく変化し、行政の効率化がより一層求められています。

本町でも、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進してきましたが、町民各位のご理解のもと、改革も順調に進められているところです。

社会資本の整備も進み、今後は第1次産業の振興とソフト面を重視した特色あるまちづくりが必要です。

新しい時代を迎え、今以上に「住民・議会・行政」が一体となって元気ある町づくりを進めることが求められております。

幸い新進気鋭の理事者、そして新しい議会も誕生しました。町民の期待も大きいと思います。

町職員から数え61年間。健康に恵まれ、無事退任でき、感慨無量

私

は、20年にわたる町長職を退任するにあたり、町長時代はもとより、昭和21年から町職員として奉職以来61年間、健康に恵まれ、無事退任できますこと感慨無量でございます。

本来であれば、一戸一戸ご挨拶申し上げるところ失礼だとは思いますが書面をもってお礼に代えさせていただきます。長い間お世話になりました。

平成20年度建設に向けて

美深小学校施設整備の 基本計画がまとまりました



■お問合せ先
美深町教育委員会 TEL2・1744

町 内小中学校の老朽化が進む中で、施設整備を計画的に行うため平成16年度に「美深小中学校施設整備基本構想」を策定しました。構想では、美深小学校を先行して整備することとして、平成17年度から美深小学校の調査・設計業務に着手し、平成18年度に基本計画をまとめたところ

です。
基本計画は、PTAや地域の代表者、学識経験者などで構成する「美深小学校改修検討委員会」を設置し、保護者や児童、教職員からの意見をいただいてまとめたものです。今回はその概要についてお知らせします。

施設整備の基本方針

美 深小学校は、旧第2小学校として昭和39

年に建設された校舎と旧美深小学校との統合に伴い昭和51年に増築された校舎から成っています。

今回の施設整備にあたっては、老朽化の著しい旧第2小学校の校舎と屋内運動場は解体し、新しく校舎を

建替えて普通教室棟とします。昭和51年に建設した校舎および屋内運動場は改修を行い、校舎は特別教室棟とします。

基本計画のコンセプト

施 施設整備にあたっての基本的な考え方として、「学習環境充実」「安全安心」「快適性確保」「多様な対応」「コスト縮減」の五つを掲げています。

学校は子どもたちの「学ぶ場」であることを第一に、

学習環境の充実を図るため、多目的スペースやワークスペースを設けるなど、新しい教育内容にも柔軟に対応できる学校づくりをめざしています。

第 二には、防犯対策や耐震補強など、安心して過ごせる学校づくりです。

また、学校は学ぶ場であると同時に、子どもたちが一日の大半を過ごす「生活の場」でもあるという観点から、快適性の確保にも重点を置いています。さらに、地域と学校が一

基本計画のコンセプト

①学習環境充実

■学校は子どもたちの「学ぶ場」／多目的スペースを整備して、少人数指導、複数の教員での指導など新しい指導方法に対応できるようにします／図書スペースやワークスペースなど、教室以外で子どもたちが自主的に学習できる空間を整備します

■高度情報化社会に対応する学校／教育用コンピューターを十分に配置し、インターネットなどの通信ネットワークを整備します

②安全・安心

職員室は登下校動線を目視できる配置とし、不審者対策を行います／改修棟は、耐震補強を行い安全面に配慮した学校にします

③快適性確保

■それぞれの子どもの居場所がある学校／ワークスペースなど、大きくて明るく開放感のある空間を整備し、子どもたちがのびのびと過ごせるようにします／次ページにつづく…

【基本計画のコンセプト～つづき～】

子どもたちの居場所にはベンチなどを配置し、子どもたちが休み時間などに気軽に会話ができるようにします／多目的スペースなどを活用して学童保育を実施できるようにします

■学校は子どもたちの「生活の場」／学校は一日の大半を過ごす場所であり、学習に集中した環境をつくる一方、生活空間として採光・通風に配慮した快適性を確保します／エレベーターを設置するなど、ユニバーサルデザインに配慮してすべての人にやさしい学校にします／中心部にワークスペースを配置し、教師や学年を超えた子どもたちのコミュニケーションの場となるようにします

④多様化対応

地域の教育力を活かした教育活動を実施します／地域住民と学校が連携し、防犯対策を講じます

⑤コスト削減

改築校舎はコンパクトな平面計画とし、建設および管理コスト削減に配慮した計画とします

校

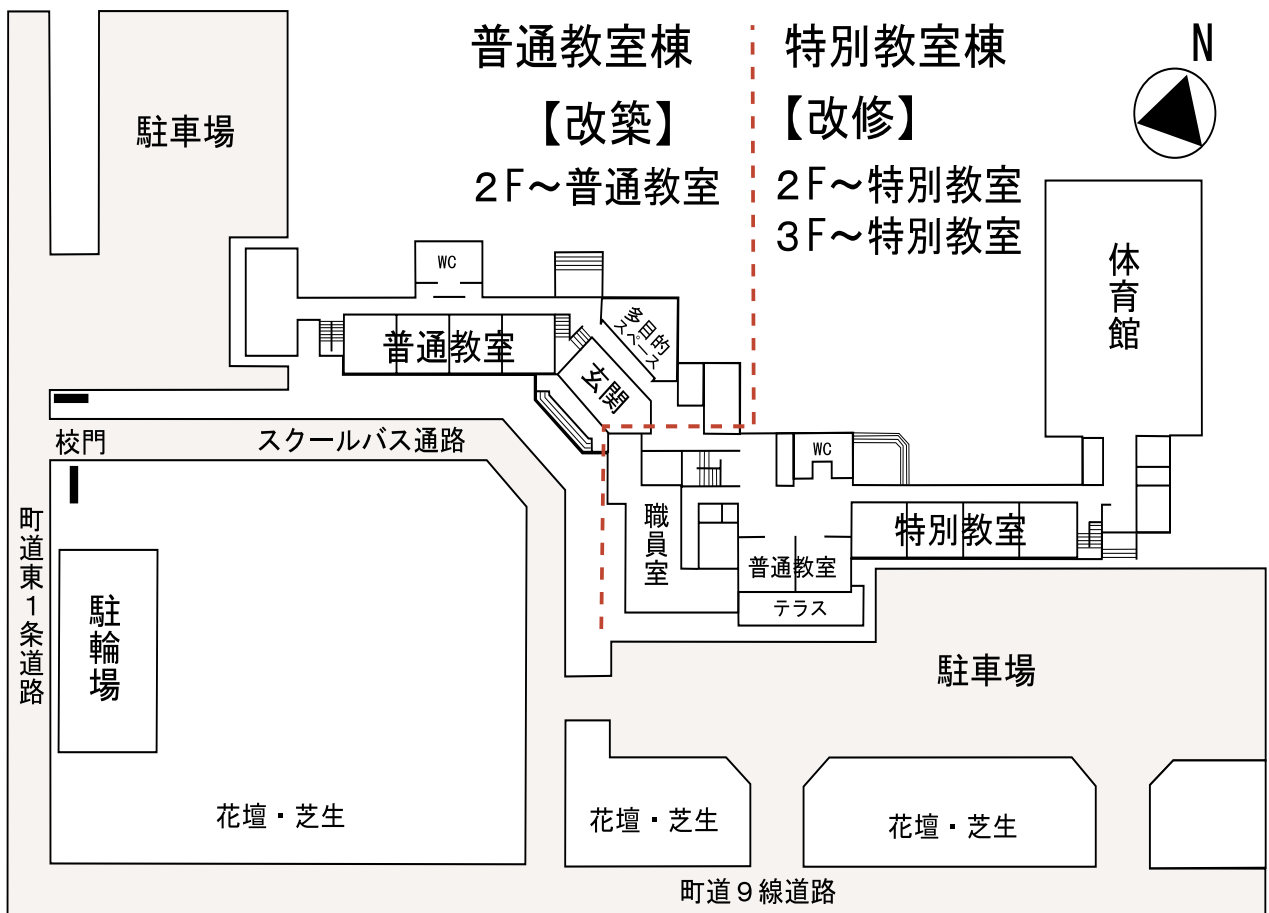
舎の配置などは下図(図一1)の平面計画に示すとおりですが、建

学校施設の配置と規模

体となった教育活動や防犯対策を進めるなど、ソフト面からの方針を掲げるとともに、ハード面におけるコスト削減を考慮した設計とします。
なお、コンセプトの概要は、前頁下段と左の囲みに掲載しておりますのでご覧ください。

替える校舎と改修する校舎の接する部分に新しい玄関を配置します。
校門は東1条道路側に変わり、登下校通路に平行してスクールバスの通路を設け、車両からの安全確保を図るとともに、十分な駐車スペースを確保します。
学校規模の基準となる普通学級数は10学級と見込んでいます。新しく建替える校舎には8学級と多目的スペース、玄関などを配置し、解体する校舎の7割弱の大きさで二階建てとなります。

【図一1】 平面計画 (1階のみ)



平面計画の大きな特徴として、校舎の中央部分にワークスペースや図書スペースなどの多目的ルームを配置し、吹き抜け空間を含めて明るく開放感のある空間を整備して子どもたちがのびのびと過ごせるような工夫をしています。教室等の配置は図のとおりです。

ノーマライゼーション実現を目指して…

「希望する障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくり」のために

「美深町障がい者福祉計画」を策定しました

町は、このたび『美深町障がい者福祉計画』を策定し、平成23年度までの障がい者施策の基本的方向性を定めました。今月号と6月号の連載で、その概要についてお知らせします。

本町には、高等養護学校や障害者福祉施設が所在しており、在宅で生活している方々とあわせて、障がい者が地域で生活していくための支援や基盤整備などについて、まちづくりの大きな要素のひとつとして進めていく必要があります。

関係者ならびに町民の皆様のご参加のもと、本計画を推進していきますので、幅広いご理解とご協力をお願いいたします。

計画策定までの経緯

「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」（昭和56年）から25年が経

過し、ノーマライゼーション理念の普及や、利用者本位のサービス提供体制への改革などが進められました。本町では、平成9年に『美深町障害者福祉計画』を策定し、関連施策を推進してきましたが、このたび見直しを図り、障害者基本法および障害者自立支援法の2つの法律で規定された計画を『美深町障がい者福祉計画』として、一体的に策定したものです。

美深町障がい者福祉計画

【見直し】
美深町障害者福祉計画
(障害者基本法)

【新規】
美深町障害者福祉計画
(障害者自立支援法)

計画の期間

平成18年度から平成23年度までの6カ年とし、3年ごとに見直しを図ります。

基本理念・基本目標

障がいのある人もない人も共に安心して地域で生活する「ノーマライゼーションの実現」を図ることを基本理念とし、その実現のために4つの目標に沿って、主要施策を推進します。

4つの基本目標

- ① 障害者施策の総合的推進体制の充実
- ② 地域での支援体制の充実
- ③ 地域生活の基盤確保
- ④ ライフサイクルにおける個人支援体制の充実

基本目標に沿った具体的方針

① 障害者施策の総合的推進体制の充実

総合的な推進体制の確立

- ◆障がいの「地域での安心した生活」の実現のため、官民一体となった取り組みを進めます。
- ◆障がい者団体、関係機関と連携し、地域生活を支援するまちづくりを進めます。

理解と交流の拡大

- ◆ノーマライゼーション理念や「障害」に関する理解の普及とともに、差別や偏見など「心のバリア」の解消に努めます。
- ◆福祉関係だけでなく、各種のイベント等にも障がい者が参加できる条件整備に努めます。

障がい者参加の拡大

- ◆障がいの意見の反映／『障がいに配慮したまちづくりは、子どもや高齢者、障がいのない方々にも快適なまちづくり』という認識のもと、要望・意見等の把握・尊重に努めます。
- ◆自主的な社会参加や余暇活動の充実のため、外出や移動等に必要な支援や条件整備に努めます。ボランティア活動など住民の協力に期待すると共に、関連事業等の活用による条件整備に努めます。

地域福祉活動の促進と機能強化

- ◆「美深町ボランティアセンター」が設置され、各町内会・自治会や学校、団体等においてボランティア活動が組織・実践されています。今後も普及啓発や人材の発掘に努めます。
- ◆障がい者（児）関係団体の活動について理解を深め、必要な支援を行います。

基本目標に沿った具体的方針

② 地域での支援体制の充実

美深町は、地域での支援体制を充実させ、障がい者の自立支援に関する目標として、

「希望する障がい者が、地域で安心して暮らせるまちづくり」

を目指し、その実現のため、次の3点を推進します。

地域生活支援体制の構築

- ◆相談支援をはじめとする障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実に努め、ともに支えあう地域づくりを進めます。

地域生活への移行支援、就労支援の強化

- ◆地域生活移行や就労移行を希望する障がい者に対する支援について、関係施設・事業所・雇用促進関係機関等と連携・協力して取り組みます。

サービス基盤の整備

- ◆必要なサービスが可能な限り受けられるよう、サービス基盤の整備に努めます。
- ◆障害者施設入所者および高等養護学校卒業生が、希望により本町での地域生活に移行する場合のグループホームまたはケアホームなどの生活基盤の整備を検討し、関係機関との連携のもと推進します。

平成23年度までの主要目標

国および北海道の定める指針に基づき、以下の主要目標の実現を目指します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

これまで障害福祉サービスは、福祉施設入所に偏重した傾向があり、「地域であたり前に、自分の希望のとおり生活したい」といった希望がかなえられない実態もあったと思われる。障がい者本人の希望を尊重し、施設等関係者との連携を深め、目標の実現に努めていきます。

項目	数値	備考
現在の入所者数	23人	平成17年10月の施設入所者
目標年度入所者数	11人	平成23年度末の施設入所者見込
地域移行目標値	12人 (52.2%)	施設入所からグループホームや自宅等へ地域移行する見込者数

※この目標人数は、町内外に居住する本町出身者(住所地特例者)に関するものです。

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

病状が安定しているにもかかわらず、長期入院を余儀なくされている方が存在すると考えられます。地域での療養生活を希望する退院可能な精神障がい者の地域生活への移行について、受入条件の整備を図り、推進します。

福祉施設から一般就労への移行

障害者自立支援の大きな目標に、就労の増進が掲げられています。本町では、これまで関係者の努力により一定の成果が見られています。景気低迷や過疎化など、地域的な困難もありますが、関係機関との連携、住民の理解を得て「意欲と能力に応じて仕事に就ける」まちづくりを目指します。

◆記事に関する問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)124

前述の基本目標および主要目標などの達成に向けて、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)」や「自立支援医療」、「補装具」、「地域生活支援事業」、さらに「地域における相談体制」などの整備・推進を図っていきます。これらのサービス見込量や体制整備など、本計画の後半の内容は、次回6月号でお知らせします。

基本目標達成等に向けたサービス見込量などの計画内容

障害者自立支援制度では、介護給付サービスを利用する際に「障害程度区分」の認定が必要になります。本町は、近隣5市町村による名寄地区障害程度区分認定審査会を共同設置し、審査判定を行います。

障害程度区分認定を適切に行います

ごみ埋立処分場の使用限度せまる 埋立処分場の受け入れ方法が一部変更

美深町のごみ埋立処分場の使用限度が迫っています。

町では、埋立処分場で処理するごみを減らし、さらなる延命化を図るため、本年6月から事業所および家庭から排出される特定の廃棄物について、受け入れ方法を次のとおり見直します。

今後とも、町民の皆さん一人ひとりがごみの分別を行い「減量化」と「リサイクル」をより一層推進していただきますよう、ご協力をお願いします。

事業所ごみ

本年4月から随時、事業

建設リサイクル法について

建物の解体には 事前の届け出が必要です

建築物（80㎡以上＝24坪以上）を解体する場合、建築リサイクル法による事前の届け出が義務づけられています。

また、解体作業を行う場合は、木材やコンクリートなどを分別解体し、再資源化を行う義務もあります。無届けによる解体行為は、罰則の対象となりますので、十分ご注意ください。

■解体着手の7日前までに役場に届け出ましょう。

● 問合せ先 ●

役場産業施設課施設グループ
TEL 2-1611（内線181）

所から排出される特定の廃棄物について、民間の処分場に搬出するよう各事業所にご協力いただいています。引き続き、次に該当するごみは、近隣の民間処分場に搬出するようお願いいたします。

【受入方法が変わるもの】

- 家屋の新築、改装、解体等の木くず・がれき類
- 事業活動において発生した廃棄物
- ※主な廃棄物：がれき類、ガラス、コンクリート、陶磁器、木くず、廃プラスチック、伐採木、剪定木など

（ただし、整地に伴うコンクリートくず・木くずは、埋立処分場で受け入れれます。）



家庭ごみ

個人でのごみ埋立処分場に直接搬入している廃棄物で、次のものに該当するごみの受入方法が変わります。本格実施は6月からですが、随時ご協力ください。

【受入方法が変わるもの】

- 個人で、80㎡以下の家屋解体等を行った際にでる廃材、コンクリートなど
- ※主な廃棄物：廃材・木類、がれき類、ガラス、コンクリート、陶磁器、木くず、廃プラスチック等

◆廃材・木類以外のコンクリートなど特定の（※）は、民間処分場に搬出してくだ

さい。（ただし、整地に伴うコンクリートくず・木くずは、埋立処分場で受け入れれます。）

◆柱や床板などの廃材・木類は、埋立処分場で受け入れれます。処分場の受入窓口で計量後、指定の場所に堆積して、暖房や再利用される方に提供します。

◆80㎡を超える家屋の解体については、建設リサイクル法（左上参照）にそった処理が必要であるため、事業所と同じ取り扱いになります。民間の処分場に搬出してください。

○個人宅の庭木、枝などの伐採木・剪定木

◆一般家庭からでる庭木、枝などの伐採木・剪定木は、埋立処分場で受け入れ、暖房や再利用される方に提供します。

民間処分場の所在地などご不明な点がございましたら役場担当まで連絡をしてください。

■問合せ先

住民生活課生活環境グループ
TEL 2・1611
（内）122、141

税

軽自動車税の
減免について

身体等に障害のある方のために使用する軽自動車での要件に該当するものは、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

■減免の対象となる方の範囲

○身体または精神に障害を有し、歩行が困難なものが所有する軽自動車で当該障害者のために生計を一にするものまたは常時介護するものが運転する軽自動車（18歳未満の障害者と生計を一にするものが所有する軽自動車を含む）

○その構造がもつぱら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車 ※障害の程度により、該当にならない場合があります ※1台に限ります（普通自動車含む）

■持参するもの

- ①身体障害者手帳 または保健福祉手帳等
- ②運転免許証
- ③印鑑

■問合せ先・申請先

役場住民生活課税務グループ
TEL 2・1611（内）118

美深町人事異動

(4月1日付)

4月1日付け人事異動が次のとおり行なわれましたので、町民の皆さんにお知らせします。

今回の人事異動の特徴は大きく2点。ひとつは、4月から役場保健センター内に新設された「地域包括支援センター」に所長を含め計3名の職員を配置したこと。

もうひとつは、同じく4月から民間移譲された特別養護老人ホームにかかる職員の退職人事です。

() 内は前職

町長部局

【総務課】

- 副主幹 中江勝規 (同課主査)
- 副主幹 竹田 哲 (同課主査)
- 主事補 荒井久美子 (産業施設課主事補)

【住民生活課】

- 保健福祉グループ主幹兼地域包括支援センター所長 石田政充 (同課保健福祉グループ主幹兼在宅

介護支援センター所長) ○地域包括支援センター副主幹 望月清貴 (同課副主幹) ○副主幹 桜木健一 (同課主査) ○主査兼地域包括支援センター主査 小野徳子 (同課主査) ○主査 田畑尚寛 (旭川開発建設部派遣) ○主事 大内秀晃 (特別養護老人ホーム主事)

- 副主幹 大堀裕康 (同課主査)
- 主査 福井直人 (同課主事)
- 【出納室】
- 会計管理者 橋本 修 (出納室主幹)

教育委員会

- 副主幹 南坂宏幸 (同委員会主査)

美深保育所

- 保育士 谷井美香 (新採用)
- 保育士 荒井萌奈 (新採用)

議会議務局

- 書記 (兼任) 荒井久美子

美深消防署

- 副主幹 西村直志 (同署係長)
- 副主幹 吉田直茂 (同署係長)

退職

【定年退職】 3月31日付

- 佐藤智三 (産業施設課産業グループ上席主幹) ○南坂元治 (教育委員会技能副主幹) ○東海林隆子 (特別養護老人ホーム主任)

【普通退職】 3月31日付

- 成田恭代 (保育所主任) ○安藤公美 (住民生活課保健師) ○三瓶知香 (住民生活課主事) ○丸山優紀 (美深幼稚園教諭)

【普通退職】 4月11日付

- 柳川勝紀 (美深消防署)

【分限退職】 3月31日付

- 十亀和己 (特別養護老人ホーム所長・デイサービスセンター施設長) ○山崎厚子 (特別養護老人ホーム副主幹) ○石川栄子 (特別養護老人ホーム副主幹) ○中村 功 (特別養護老人ホーム技能副主幹) ○佐々木文栄 (特別養護老人ホーム主任) ○越 小百合 (特別養護老人ホーム主任) ○高橋めぐみ (特別養護老人ホーム主任) ○鈴木加代子 (特別養護老人ホーム主任) ○杉田栄之 (特別養護老人ホーム技能主任) ○高井哲雄 (特別養護老人ホーム主任) ○額 真由美 (特別養護老人ホーム主任) ○三住 工 (特別養護老人ホーム介護員) ○成田美幸 (特別養護老人ホーム栄養士) ○伊東修子 (特別養護老人ホーム技能員) ○田中秀子 (特別養護老人ホーム技能員) ○久保哲子 (特別養護老人ホーム技能員) ○武田登美江 (特別養護老人ホーム技能員)

上川北部消防事務組合 美深消防署

- 救急係主任 佐藤博行 (警防第2係主任兼警防第1係主任) ○警防第2係主任兼警防第1係主任 平田光史 (救急係主任) ○警防第1係兼警防第2係 友兼裕樹 (予防係兼予防係主査付 [指導担当]) ○機械係 高橋誠生 (警防第1係兼警防第2係) ○予防係 三住 誠 (機械係兼予防係) ○予防係 三木賢一 (警防第2係兼警防第1係)

恩根内小の統廃合について検討 恩根内地区で町政懇談会を開催

恩根内小学校（児童数8名）の統廃合について意見交換などを行った、恩根内地区の町政懇談会が3月22日、恩根内センタープラザを会場に開催されました。

恩根内小の統廃合についての議論は、昨年10月、同校PTAによる臨時の保護者会議で、3年後の平成22年には、3名になるなど児童数の減少を背景に、議論されたことが発端。

その後、自治会役員を交え本格的に議論を重ね、今年2月、自治会独自で住民説明懇談会を開催し、地域として「子どもたちの教育のため、やむを得ず、平成20年3月で閉校し、美深小学校と統合したい」との結論に達し、今回の町政懇談会に至りました。

この日は、岩木町長をはじめ町理事者と地域住民あわせて約50名が出席。これまでの経緯や統廃合するにあたって地域からの要望や意見などが出されました。

その中で、下吉孝夫自治会長は「地域としては役員会などで話し合い、住民説明会を開催する中で保護者の意見を理解してきた。歴史ある学校がなくなるのは非常に残念だが、子どもたちの教育のため、賛成ではないが、やむを得ない。」と発言するなど、地域として苦渋の決断であるという意向を町理事者に伝えました。

自治会の意向を受け、岩木町長は「廃校は、地域にとって大きな問題。行政としても、統廃合に向けて慎重に検討していく。」と対応について回答し、町政懇談会を終えました。



▲恩根内小の統廃合について意見交換した町政懇談会

民間運営で新たなスタート 特別養護老人ホーム経営移譲式



▲契約締結後、握手を交わす岩木町長と佐藤理事長

本年4月1日から民営化された美深町特別養護老人ホームの経営移譲式が3月31日、同ホーム職員や家族会、町理事者、町議会議員、受け入れ先となる社会福祉法人美深福祉会などから約60名が出席するなか文化会館で行われました。

同式は、経営の移譲について契約を締結すると同時に、町と法人がお互いに協

新入学おめでとう！ 町内各小中学校で入学式



▲1名の新一年生を迎えた恩根内小の入学式

町内各小中学校の入学式が4月5日、一斉に各校で行われました。小学校では、35名。中学校では46名の子どもたちが入学しました。

このうち唯一の入学生となった恩根内小学校の、竹谷那律実ちゃんは、在校生や教職員、父母、来賓などが見守る中、「よろしくお願ひします。」と元気に自己紹介するなど、これから

力し、町民に望まれる施設づくりを目指す意思の確認の場として行われたもの。

経営移譲契約書の締結後、岩木町長は「民間ならではのアイデアで移譲して良かったと町民から評価される施設になるよう願っている。そのためには、町も最大の努力を惜しまない。」と述べると、佐藤理事長も「特養には多くの人が出入りしている。特に家族が気軽に出入りできるような、よりよい施設運営をめざしたい。」と述べました。

始まる学校生活に胸を膨らませていました。

町内教育施設の 新入生数	学 校 名	新入児童生徒数
	美深幼稚園(年少)	28名
	美深小学校	34名
	恩根内小学校	1名
	仁宇布小学校	0名
	美深中学校	43名
	仁宇布中学校	3名
	美深高等学校	25名
	美深高等養護学校	41名

街角カメラ

📷 トピックス 📷



町内サッカー愛好者有志らにより結成した実行委員会主催の美深町フットサル大会が町民体育館で開催されました。小学生の部、中学生の部、一般男子・女子の部ごとに対戦が行われ、子どもから大人まで約150人が参加し、優勝めざして激しい攻防を繰り広げていました。(3月24日)



生徒たちの社会的自立と町民との交流を目的とした美深高等養護学校の生活窯業科2年生による焼き物即売会「春の市」が文化会館で行われました。生徒手づくりの焼き物を求めて訪れた買い物客で、会場は賑わいを見せていました。(3月16日)



元美深農協組合長(7期21年)をはじめ農業関係機関の要職を歴任した、亡き鈴木政二さんの二男・豊さんが町に200万円の寄付をしました。豊さんは、「父が地域の方々にお世話になった感謝の気持ちです。社会福祉に役立てて欲しい。」と話してくれました。(4月12日)



美深町商工女性部(菅野明美部長)が町役場を訪れ、新入学児などの交通事故防止の願いを含め、部員たち自らの手で製作した干支(イノシシ)のマスコット180個を町に寄贈しました。マスコットの寄贈は今年で11回目となります。(3月19日)



琴城流大正琴美深愛好会の創立10周年を記念した大正琴演奏会が文化会館で行われました。童謡、演歌、歌謡曲など多種多様なジャンルの曲を大正琴で演奏。会員たちが奏でる大正琴特有の優しい音色に、訪れた満員の聴衆たちは聴き入っていました。(4月15日)



自らの健康増進と奉仕活動などの社会貢献活動を展開する「COMカレッジ110美深大学」(学生452人)の修了式が文化会館で行われました。修了証書を受け取った学生たちは、一年間の活動を振り返ると同時に、新しい目標に向けて気持ちを新たにしていました。(3月23日)



気づいて！

心のサイン

最近、何らかの心の病気を抱え、医療機関を受診する方が増えています。

なかでも「うつ病」は年々増加傾向にあり、ストレスが多いと言われる日本では、15人に1人は、うつ病の経験があるとされています。

「うつ病」は決して特別な一部の人がかかる病気ではなく、ちょっとしたきっかけで誰もがかかりうる病気です。

皆が理解を深め、家族や職場の人、また自分自身の心のサインに気づき、早めに対処することが大切です。

うつ病のきっかけとは

うつ病はさまざまなスト

レスがきっかけで起こりやすい病気です。

ストレスと言っても内容は人によって違い、「嫌なこと」や「つらいこと」だけとは限りません。転職や引っ越しといった環境の変化、また結婚や出産といったお祝いごとなどがきっかけになる場合もあります。

うつ病の症状の落とし穴

一般的に「気分が沈む、落ち込む」といった状態が2週間以上続くとうつ病が疑われますが、このような気分的な症状はまだまだ誤解を受けやすく、「サボっている」、「なまけている」といった間違ったとらえ方が多いのも事実です。

さらに、次の症状の場合はどうでしょうか。

「不眠」や「食欲低下」、「下痢」、「疲労感」、「頭痛」、「肩こり」など一見すると

心とは関係が薄いと思われるこれらの症状も、実はうつ病が原因で起こっている場合があります。

内科などを転々と受診しても異常が見つからず、本人は結果の出ない状況に苦

しい思いを強いられるということがあります。

うつ病の症状にはこのような落とし穴があるのです。

とにかく早めの受診！

「こころの風邪」と言われるほど、誰もがかかりうるこの「うつ病」。まさに風邪と同じで早めの対処が肝心です。早い時期の受診をおすすめします。

つらいときには相談を

自分一人ですらい気持ちは抱えていることは、とても大変なことです。

もし、自分や家族がうつ病かもしれないと思っても「神経精神科を受診するのはちょっと抵抗がある」という場合は、町の健康相談を利用してみませんか。関連する相談機関などを紹介することもできます。

健康相談の日程

○日時 毎週月曜日

9時～16時30分

○場所 役場保健センター

問合せ先

住民生活課保健福祉グループ

TEL 2・1611(内)126

年金窓口から

4月から年金制度が変わりました

①70歳以上のお勤めの方に係る老齢厚生年金の給付調整の導入

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

②65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入

65歳から老齢厚生年金を受け取ることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受け取ることができま

す。

③遺族年金制度の見直し
遺族厚生年金と老齢厚生

住民生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

年金等の受給権がある65歳以上の方は次のとおり見直されます。①ご自身の老齢厚生年金等は全額支給②遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給されます。

④離婚時の厚生年金分割制度の導入

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき分割することができま

す。

⑤国民年金の保険料が改定

されます。

平成19年4月分から平成20年3月分までの国民年金保険料は、月当たり240円引き上げられ、月額14、100円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度280円(この額は物価指数により変動します)引き上げられ、最終的に月額16、900円となる予定です。

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

中型免許制度が施行
内容について確認を！

中型自動車・免許の新設

改正道路交通法により、
自動車の種類として今までの
普通自動車と大型自動車の
区分の間に、中型自動車を
新設し、これに対応する

現行制度

	普通自動車	大型自動車
受験資格	18歳以上	20歳以上、経験2年以上（特に大きな車両～21歳以上、経験3年以上）
車両総重量	8トン未満	8トン以上（特に大きな車両～11トン以上）
最大積載量	5トン未満	5トン以上（特に大きな車両～6.5トン以上）
乗員乗定	10人以下	11人以上（特に大きな車両～30人以上）

新制度

（平成19年6月2日施行）

	普通自動車	中型自動車	大型自動車
受験資格	18歳以上	20歳以上、経験2年以上	21歳以上、経験3年以上
車両総重量	5トン未満	5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗員乗定	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上

免許の種類として中型免許、
中型二種免許、中型仮免許
が新設されます。

今もっている免許は
どうなるの？

普通免許を持っている方

新しい免許制度になって
も、運転できる車の大きさ

の範囲は同じです。運転免許証の変更などの手続きも必要ありません。普通二種免許の方も同様です。

普通免許を持っている方は、運転できる中型自動車は、現行の普通自動車に相当するものに限定されている中型免許（8トン限定中型免許）を受けているものとみなされます。

つまり、中型免許を取り直さなくても、8トン未満の中型車であれば、今までどおり運転できます。

大型免許を持っている方

新しい免許制度になって
も、運転できる車の大きさの範囲は同じです。運転免許証の変更などの手続きも必要ありません。大型二種免許の方も同じです。

ただし、21歳未満の方、免許経験が3年に達しない方は、新制度における大型自動車を運転することはできません。

詳しいお問合せ先

- 美深警察署
TEL 2・1110
- 旭川運転免許試験場
TEL 0166・51・2489

消防署

だより



林野火災にご注意ください

春先の特にこの時期は、
空気が乾燥するため、いつ
たん火災が発生すると、あっ
という間に延焼します。

ひとたび林野火災が発生
すると、貴重な森林資源を
大量に消失し、近隣市町村
にまで被害が及ぶことがあ
ります。

山で作業をされている方、
入山者の方は、協力して林
野火災の防止に努めましょ
う！

林野火災を防ぐポイント

- ① 空気が乾燥し風の強い日は、火入れ・たき火をしないようにしましょう。
- ② 火を扱う場合、完全に火が消えるまでは目を離さないようにしましょう。

③ 屋外でたばこを吸うときは、携帯用の灰皿などを用意し、火のついたたばこを捨てるのは止めましょう。

※家庭用のごみを焼却することは、できません。

防火対象物点検資格者講習のお知らせ

防火対象物の定期点検を行うために必要な資格を取得する「防火対象物点検資格者講習会」の日程が決まりましたので、次のとおりお知らせします。

また、講習会については随時、広報誌にてお知らせしますが、詳しくは消防署までお問い合わせください。

- 日時
6月12日～15日（4日間）
- 場所
札幌市民防災センター
- 申請期間
5月11日まで

※申請書類等は消防署にもあります。（数量限定）

■問合せ先
札幌市民防災協会
（札幌市民防災センター内）
TEL 011・861・1211

美深消防署
TEL 2・1136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合せ先へご連絡ください。

役場（代表）
☎2-1611

制度

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充

少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る意味から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子および第2子について増額され、出生順位に関わらず一律月1万円となりました。（図-1）

○平成19年4月1日現在で3歳未満の児童がいる世帯
これまで、3歳未満の第1子、第2子の児童に対する児童手当を受給していた保護者の方は、4月分から5千円増額され、1万円となります。

ただし、第1子、第2子の手当額は、3歳到達後、翌月分から5千円となります。



5月13日
母の日

図-1 平成19年度 児童手当月額表

	0歳以上3歳未満の児童手当（月額）		3歳以上小学校修了前の児童手当（月額） （現行どおり）	
	改正前	改正後	第1子	第2子
第1子	5,000円	10,000円	第1子	5,000円
第2子	5,000円	10,000円	第2子	5,000円
第3子以降	10,000円	10,000円	第3子以降	10,000円

■現在受給されている方へ
本改正に伴う、手続きは不要です。

■公務員の方へ
勤務先にお問合せください。

■問合せ先

役場住民生活課
保健福祉グループ
TEL 2・1611（内）125
まちづくり活動に補助

町の特徴を生かしたさまざまなまちづくり活動や文化・産業の振興、特色あるイベント開催等に対し、経費の一部を補助します。

①特産品等の研究開発事業
特産品等の研究開発・養殖・栽培・包装等の研究開発など

②まちおこし創出事業
ふるさと交流、イベント研究開発、景観の創造整備など

③住民活動促進事業
地域の活性化、コミュニティの活性化などの活動

■補助対象者
個人・法人・団体等

■補助金額
①および②について
補助対象経費の2分の1
以内300万円限度
③について
補助対象経費の2分の1
以内20万円限度

■申請期限（第1次）
6月29日（金）までに事業内

役所の仕事について苦情や要望はありませんか？

行政相談委員にご相談を

年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなど役所や独立法人の仕事、JR・NTTや公庫・公団といった特殊法人の仕事について、苦情や要望はありませんか。その解決や改善に向け町内には行政監察局から委嘱された「行政相談員」がいます。相談は無料です。口頭、電話、手紙などいろいろなご意見をお寄せください。

行政相談委員

たかの てつお
高野 天津夫さん

美深町東1条南7丁目
TEL 2・4899



総務省 北海道管区 行政評価局 旭川行政評価分室

知りたい・まちの施設

町内施設見学会のご案内

転勤や移住などで美深町に新しく転入された町民の方を対象とした町内施設見学会を開催します。参加料は無料です。お気軽にお申し込みください。

- 日時 5月12日（土）
午前8時45分～午後1時
- 定員 30人（定員になり次第受付終了）
- 参加料 無料
- 申込み方法 5月7日（月）までに電話で申込み
- 対象 平成17年4月以降の転入者
今春学校を卒業した町内就職者
- 見学先 文化会館COM100、美深厚生病院、
びふかアイランドなど町内各所

● 問合せ先・申込先 ●
役場 総務課 企画グループ
TEL 2・1611（内）164・127

わがやの アイドル

うえの 野 叶 登 ちゃん

H18・1・24生、第1
父・智さん 母・美加さん



○夢が叶うよう、一步一步進んでいこうね…(父・母)。

かとう 藤 聖 哉 ちゃん

H18・1・31生、第3
父・保昭さん 母・優香さん



○元気にたくましく育ててね…(父・母)。

**金婚式を迎える
ご夫婦は申し出を**
町では毎年結婚50年を迎えるご夫婦をお招きして祝宴の会を開催しています。

募 集

容のわかる資料(企画書、予算書)等を提出してください。
■その他
予算額には限りがありませんので、対象とならない場合や申請予定金額を下回る場合等があります。あらかじめご了承ください。
■問合せ・申込み先
役場総務課企画グループ
TEL 2・1611(内)127

結婚50年を迎える
ご夫婦は申し出を…



TEL 2・1611(内)125
保健福祉グループ

今年該当されるご夫婦は役場までお申し出ください。
■該当者/本町に住所を有し、昭和33年12月31日以前に結婚された方で、今までに金婚の証記を受けていないご夫婦。
■申出期間
5月17日(木)まで
■申出・問合せ先
役場住民生活課

生 活

**チャイルドシートを
貸出しています**

美深町地域安全推進協議会では、チャイルドシートの貸出しを行っています。希望の方は、お申し込みください。

■貸出条件

- ①美深町内在住の方
- ②1日につき1000円の利用料がかかります。(8日以上連続使用の場合は、8日目から50円となります。)

■申込み・問合せ先

美深町地域安全推進協議会事務局
(住民生活課生活環境グループ)
TEL 2・1611(内)122

全国一斉「人権擁護の日」

特設相談所開設のお知らせ

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法の施行日の6月1日を入権擁護の日と定め全国一斉に特設相談所を開催します。人権に関する困りごとや心配ごとがありましたら気軽にご相談ください。

- 相談日時 **6月1日(金)** 10時～15時
- 会 場 文化会館COM100大会議室
- 相談員 美深地区人権擁護委員
田上史さん、宗形勝男さん
登坂紘子さん

● 問合せ先 ●
名寄人権擁護委員協議会
(旭川地方法務局名寄支局内)
TEL 01654・2・2349

子どもの遊び場所を探している方へ

うさぎらんどのご案内

役場保健センターでは、親子で楽しく遊んでいただける場を提供するため「うさぎらんど」を開催しています。子どもの遊び場所を探している方など気軽に参加してください。

- 対 象 2歳から幼稚園入園前の子どもと保護者
- 日 時 年間34回 金曜日(※)
10時～11時30分頃まで
- 費 用 無 料

※詳しい開催日は、広報誌の「健康カレンダー」欄をご覧ください



● 問合せ先 ●
役場 住民生活課 保健福祉グループ
TEL 2・1611(内)126・197

5月は軽自動車税の納期です
5月31日までに納めましょう

美深町

事故防止

ヒグマによる 事故防止のために

美深町の野山では、多くの地域でヒグマが活動しています。
ヒグマは山奥だけに生息しているのではなく、近郊の野山に入る場合であっても、常にヒグマに対する事故防止の意識をもつ必要があります。
事故を未然に防ぐために、

次のことに注意しましょう。
○クマ出没注意看板のある場所への立ち入りは避けましょう

○単独行動は避け、集団での行動を心掛けましょう
○鈴を携行したり、笛を吹くなど人の存在をヒグマに知らせる工夫をしましょう
○おいが強い飲食物の持ち込みは避けましょう
○ごみは必ず持ち帰りましょう

■問合せ先

役場住民生活課
生活環境グループ
TEL 2・1611(内)122

天塩川だより

和寒町

「第22回三笠山夜桜まつり」
■と き／5月18日(金)
■ところ／三笠山自然公園
■内 容／ライトアップされた夜桜を眺めながら、おいしいバーベキューが味わえます。飛び入りOKのカラオケ大会、和寒の特産品などが当たる抽選会など楽しい催しも行われますので、多くの皆さんのお越しをお待ちしております。バーベキューの炭、網は無料で貸し出します。
■問合せ先／和寒町観光協会 TEL0165-32-2341
和寒町役場産業振興課 TEL0165-32-2421

士別市

「士別わんぱくフェスティバル」
■と き／5月20日(日)
午前10時～午後4時
■ところ／士別市総合体育館前
(士別市東4条4丁目)
■内 容／子ども会リーダーが主催する子どものお祭りです。めん類やフラッペなどの「食べ物コーナー」や縁日風の「ゲームコーナー」など、子どもたち手づくりの企画が満載です。多くの皆さんのお越しをお待ちしております。
■問合せ先／士別市中央公民館
TEL0165-23-3358

下川町

「万里長城祭」
■と き／5月20日(日)
■ところ／下川町桜ヶ丘公園
■内 容／1986年から築城された巨大な城壁「万里長城」。長城を舞台にクロスカントリー大会や春の息吹を満喫できる催しを多数用意して、皆さまのお越しをお待ちしております。(焼肉券…1,000円)
■問合せ先／NPO法人しもかわ観光協会
TEL01655-4-2718

このコーナーは、和寒町以北、7市町村からの話題を随時掲載しています。

役場の電話にダイヤルインを導入します

5月中旬を予定に役場では、従来の代表電話番号(TEL2-1611)に加え、電話交換手を経由することなく、直接担当部署にかけることができる「ダイヤルイン電話」を導入します。

各部署ごとの電話番号は決定次第、改めて広報誌などでお知らせします。



直接担当部署に
つながる

問合せ先／役場総務課財務グループ TEL 2・1611

調査員がお伺いしますので、ご協力を！

商業統計調査

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。卸売業、小売業を営むすべての事業所が対象になります。
ご協力をお願いします。



経済産業省 北海道 美深町

心配ごと相談所のご案内

- 開設日時 毎月第1・第3火曜日
13時から15時まで
- 開設場所 第3コミセン 第2研修室
- 相談の内容 地域におけるいろいろな問題や苦情・悩みごと、他人に話せないことなど日常生活を営むうえでの心配ごと等の相談に応じます。
※専門的なことについては、関係機関に連絡するなど解決へのアドバイスをを行います

●相談員名簿

氏名	電話	氏名	電話
世継 一道 (民生児童委員)	2-1508	木幡 義一 (保護司)	2-2645
二宮 京子 (民生児童委員)	2-1086	奥野 正行 (保護司)	2-1892
佐々木 俊 (民生児童委員)	2-2575	高橋 健治 (道障害相談員)	2-1183
掛村 静子 (民生児童委員)	2-3465	杉村フジ子 (道障害相談員)	2-3471
増田 博宣 (民生児童委員)	2-3763	高野天津夫 (行政相談委員)	2-4899
田上 史 (人権擁護委員)	2-2807	楠木 弘明 (社協事務局長)	2-1312

◎各相談員へ「直接電話」での相談も応じます

－相談内容の秘密は厳守します－

問い合わせ先

美深町社会福祉協議会
TEL 2・1944 FAX 2・4101